

全国都市会館における新型コロナウイルス感染予防への取組み

1. 全国市長会館の取組み

(1) 正面玄関での体温測定の実施

- ・サーマルカメラの設置（6月30日設置）

(2) 入館制限の実施

- ・倦怠感、発熱、咳、風邪症状のある人

(3) 社会的距離の確保

- ・各会議室の収容人数の制限（原則、定員の半数）
- ・エレベーターの乗車人数の制限（正面玄関側1・2号機：3名、奥側3号機：2名）
- ・分散型座席レイアウト及び座席制限（1つの机につき1席）

(4) 消毒・除菌の実施

- ・正面玄関及び会議室入口の手指消毒用スプレーボトルの設置
- ・複数の人の手が触れる場所・箇所の消毒（エレベーターの押しボタン及び手摺り、階段ドアノブ及び手摺り、共用部（会議室を含む）や専用部ドアノブ及び取っ手）

(5) 会議室の換気

- ・会議室扉や窓の開放、排煙機の運転
- ※開放不可の窓（大ホール）や窓がない会議室（第3・4会議室）に留意

(6) 感染予防の啓発活動

- ・マスクの着用要請
- ・正面玄関での検温要請
- ・利用者への定期的な手洗い・消毒の要請

(7) その他

- ・当財団職員・管理センター職員の毎日の体温測定、健康チェック
- ・清掃従事者の感染予防の観点からごみ箱の撤去

2. 会議室利用者への依頼事項

(1) 主催者への依頼事項

- ・参加者に対し、倦怠感、発熱、咳、風邪症状のある場合の参加自粛要請
- ・マスク着用、咳エチケットの励行、手洗い及び手指消毒の徹底など感染症予防対策の周知
- ・主催者による感染予防グッズの用意（マスク、非接触式電子温度計、除菌グッズ等）
- ・参加者の健康状況のチェック（例：受付時の検温、健康状況の聞き取り）
- ・会議終了後の速やかな退出
- ・感染予防の観点からごみの持ち帰り
- ・分散型座席レイアウトについての打合せ（座席の間隔は1m程度）
- ・感染者追跡のための仕組みの整備（努力義務）
- ・感染者が発生した場合の連絡（当財団及び保健所の「帰国者・接触者相談センター」）

(2) 参加者への依頼事項

- ・会議室入室前後の手洗い・手指消毒
- ・マスクの着用、咳エチケットの励行